

奈良国立博物館賛助会員規則

平成16年10月1日
館長裁定

(趣旨)

第1条 奈良国立博物館(以下「博物館」という。)の諸活動に対し幅広く支援及び支持を得るために賛助会員制度を設け、賛助会員(以下「会員」という。)に関する必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(会員の種類)

第2条 会員は、博物館の趣旨に賛同する団体及び個人で次に掲げるものとする。

- (1) 特別支援会員
- (2) 特別会員
- (3) 一般会員

(申込み)

第3条 会員になろうとする者は、所定の申込書に必要事項を記入の上、博物館に提出するものとする。

2 申込みは、隨時受け付ける。

(会費)

第4条 会員になろうとする者は、次の会費を博物館が指定する口座へ払い込むものとする。

- | | |
|------------|-------------------|
| (1) 特別支援会員 | 100万円以上 |
| (2) 特別会員 | 50万円以上 |
| (3) 一般会員 | 個人 5万円
団体 20万円 |

2 既納の会費は、事由の如何を問わず返戻しない。

(会員期間)

第5条 会員期間は、入会日より開始し、入会月の翌年同月末までとする。

2 入会日は、博物館が申込書及び会費の払込みの確認を終えた日とする。

3 特別支援会員及び特別会員の申込みがあった場合は、その可否について、館長が決定する。

4 会員には会員証を交付する。

(会費の使途)

第6条 会員より納付された会費の使途は、次のとおりとする。

- (1) 文化財の購入・修理
- (2) 平常展及び特別展等の充実
- (3) 教育普及事業の充実
- (4) 調査研究、出版事業の充実
- (5) 施設整備等の充実

(除名等)

第7条 博物館は、会員が博物館の品位を著しく汚すなど社会の疑惑を招く行為を行った場合には、会員を除名することができる。

2 会員が会員期間の途中で脱退しようとする場合は、会員証の返還をもって脱退したものとする。

3 除名及び脱退した会員の会費は、返戻しない。

(事務)

第8条 賛助会に係る事務は、総務課が行う。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年4月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年10月16日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年12月20日から施行し、平成19年12月1日から適用する。